

原告第十準備書面（令和6年1月）

第一 原告は、被告国の、令和5年11月9日付準備書面（7）について以下のとおり認否反論する。以下、「被告国」を単に「被告」という。

- 1 第1の1及び2 について 検定が文科大臣の合理的な裁量にゆだねられていることなど概ね認める。ただし、後述のとおり、家永裁判の判断が全面的に本件検定に該当するものではない。
- 2 第1の3 について 全体として争う。被告は、原告が「被告委員らは、本件申請図書を一発不合格にしようとし合せ、執拗に誤植をチェックし、それでも一発不合格に足りなければ、「検定当時の学説状況について」「看過し難い過誤」とみられない程度に検定意見を付け、他社については全く事実上検定をしないという「明らかに不平等な取り扱い」をして、本件申請図書を一発不合格にしたなどと主張する（原告第八準備書面3ページ）」と主張する（被告準備書面（7）3ページ）が、まず、この引用は不正確である。また、これは主張のすり替えである。文頭に「被告の主張によれば」とあるように、被告の主張は原告にはこのように解釈できると言い換えたものであって、原告の主張ではない。これまで議論してきたように検定意見はいずれも「看過し難い過誤」があるのである。
- 3 第2の1 について 上記のとおり、被告による原告の主張の要約は誤りである。
- 4 第2の2及び3 について 全体として争う。原告は、被告が今回本件申請図書の誤植が他社の申請図書に比較して圧倒的に少なかったと認めたことを評価する。被告が主張するように、誤植のチェックは第一次的には発行者の責任であり、原告がその責任を果たしていることを被告が認めたからである。

被告は従来、原告が本件申請図書を杜撰に作成し、誤植が多いかのような印象操作を行ってきた。たとえば、松沢成文参議院議員の質問に対して、当時の萩生田光一文科大臣は、「それから、誤字や脱字とおっしゃいますけれど、やっぱりどこの会社も、申請段階でもう本当に目を皿にしてそういうことのないように、子供たちが使う教科書を作るがゆえに誤字脱字や誤植がないよ

うに努力していることも私は一定必要なんだというふうに思います。」と答弁している（甲19の2、2段目）。これは、本件申請図書には誤字脱字や誤植が多いということを文科大臣が信じ込んでいたことを示している。

それなのに、本件申請図書の誤植は、他社の申請図書に比べて少なかったばかりではなく、他社は、「目を皿にして」誤字脱字や誤植をチェックしていなかったのである。驚くべきことに、被告は、本件訴訟において、誤植をチェックするのは文科省の任務ではないと居直ったのである。このような居直りは、検定条項3-(2)「図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。」に反することは明らかである。現に東京書籍は、高等学校用の地図の教科書『新高等地図』を、文科省が見過ごした誤記誤植を恥じて廃刊したのではないか。

原告は、他社の申請図書について誤植等を執拗にチェックしないことが不公平であり、違法であると主張しているのである。

5 第3 について 全体として争う。詳細は後述。

第二 原告の主張

1 被告は、家永第一次教科書訴訟判決の最高裁判例解説が、「歴史上の事象について学説が分かれる場合、何が学界における定説か」について「裁判所がその判断をすることは容易ではない。」などの理由から、「検定審議会ひいては文部大臣の裁量にゆだねられるところが大きい」などと述べている部分を引用して、「教科用図書の合否等の判定は、検定審議会ひいては文部科学大臣の合理的な裁量にゆだねられるところ、その裁量は、事柄の性質上、広く認められる」と主張する。しかし、被告も認めるように、文科大臣の裁量は「合理的」でなければならないのである。

2 さらに被告は家永第一次教科書訴訟判決を引用して、「歴史上の事象について学説が分かれる場合」について述べるが、行政処分である本件検定の違法性の問題点は、ダブルスタ検定（ダブルスタンダード検定）を含めて学説の争いなどではなく、常識的に判断できる程度の問題である。

たとえば、番号17の「大化から■■■まで」の「■■■」の取り扱いについて、「■■■」であれば生徒が誤解する表現であり、空欄にしておけば誤解しな

いかどうかは高度な学説の争いではない。常識の問題である。

このような問題の場合、家永訴訟判決は参考にならない。

- 3 この点について、原告は、令和5年8月14日付第八準備書面第一の第2項（3頁）において、以下の通り主張した。

- 2 原告は、本件申請図書に対する検定意見が、被告主張の上記基準に照らしても裁量権の範囲を逸脱したものであると考えており、個別的な事例ですでに主張しているが、「欠陥の指摘」は学説の違いだけに限らない。検定処分という行政処分は、あくまでも公正でなければならず、本件申請図書に対する検定のように極端に不公平な検定は、国賠法上違法となるのである。

- 4 被告は、原告が「極端に不公平な検定は国賠法上違法となる」と主張したことに対し、「国賠法上の違法の判断枠組みとの関係でどのように位置づけられるのかは、引き続き明らかでない」といふが、なぜ明らかでないのか理解できない。上記のとおり、検定処分が、学説上の争いではないとしても「極端に不公平な検定は国賠法上違法となる」のであるからである。被告自身も、検定のための「調査審議については、その公正性を担保すべく、・・・工夫がされている」と主張しており（被告準備書面（7）4頁）、検定が公正でなければならないこと、不公正であれば検定が違法となり得ることは被告も認めているのである。

- 5 原告は、本件検定が違法かどうかは、本件訴訟の番号1から50までの各件自体での判断（たとえば、空欄の場合には生徒が理解できて「■■」の場合は本当に理解し難いかどうか、ダブルスタンダードではないのか）ばかりではなく、本件検定の全体像について他社との比較、また、過去の検定との比較が極めて有用であることを主張してきたのである。

- 6 その例として、原告は、文科省（被告委員ら）が本件申請図書については、「執拗に誤植等をチェックし」たのに対し、他社については事実上検定をしないという「不平等な取扱い」をしたと主張したのである。

- 7 本件申請図書については、「執拗に誤植等をチェックし」て29件しか誤植がなかった（後の訂正申請でもわずか数件）のに反し、他社については数百

件の誤植や、誤りや不正確なところが検定において見逃されていた。確かに被告も認めるように、誤植を根絶することは極めて困難であるので、本件申請図書について、数件を見逃したことは許容範囲である。しかし、数百件の誤植、誤りや不正確なところを見逃したことは許容範囲とは言えない。これは「他社については事実上検定をしな」かったと推測することができるものである。東京書籍は高等学校用の地図の教科書『新高等地図』では約 1200 箇所へのぼる大量の訂正申請を行ったのである（甲第 27 号証の 1 及び 2）。

8 これを原告に指摘された被告は、誤植の指摘は文科省の主たる任務ではないと居直ったのである。

被告の主張は以下のとおりである（令和 5 年 4 月 26 日付準備書面（5）10 頁、（）内は原告のコメントないし要約である）。

誤記、誤植又は誤字等を網羅的に洗い出すといったいわゆる校正作業は、発行者が、・・・自らの責任において行うべきものである。

しかも、（検定審査機関は文科省としてやるのが極めて多いので、すなわち忙しいので）このような調査審議において、全ての図書につき、誤記、誤植又は誤字等の網羅的な洗い出しを行うことは困難である。

以上からすれば、（誤記、誤植又は誤字等が見つかった場合には）これを検定意見相当箇所とするもの、必ずしもこれらを網羅的に洗い出さなければならないものではない。

この被告の主張に対して、原告は、令和 5 年 8 月 14 日付第八準備書面で詳細に反論したが（同準備書面 9 乃至 14 頁）、被告は原告の反論にほとんど答えない。

上記被告の主張は、検定基準には「図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと」とあるのであるから（検定基準第 2 章 3 - (2)）、この主張は検定基準違反であるが、誤植の数について他社との比較の問題に答えることができないのであるから、居直ったことも「他社については事実上検定をしな」かったと推測できる根拠である。

ここで、次に検定基準第 2 章 3 を掲げておく。

- 3－(1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと（(2)の場合を除く。）。
- 3－(2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- 3－(3) 図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと
- 3－(4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。
- 3－(5) 図、表、グラフ、地図などは、教科に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。

9 被告は、「本件申請図書に付された405件の検定意見中、「誤植、誤植又は脱字」（略）を理由とするものは29件にすぎず、・・・「一発不合格」となる376件にはほど遠い」と主張するが（被告準備書面（7）4頁、しかもこの29件は誤植だけである。）、これは暴論というべきである。本件申請図書は、405件の「欠陥」を指摘され376件の一発不合格数を超えたのであるが、405件からこの29件を差し引くと376件となり、一発不合格にはならなかったのである。被告の主張は、百メートル競走に例えると、0.01秒差で二位になった走者が判定の不正を訴えるのに対し、細かいことを言うなどはぐらかすに等しい。

さらに言えば、学習指導要領に反する記述も、単なる誤字・脱字も同一の価値と判断してその箇所の個数を機械的に考慮するという基準を作ったのは他ならぬ文科省であり、その当人が誤字脱字の指摘は自己の主任務ではないと居直ることは到底許すことができない。そもそも、一瞬で補正できる誤字脱字と学び舎の教科書のように検定基準違反の記述を同じに検定すること自体が不合理である。

10 さらに、訂正申請の理由について、原告は、以下の理由により、文科省が隠蔽工作を行っている」と主張した。

検定規則第3章第14条は次のとおりである。

(検定済図書の訂正)

第 14 条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載若しくは学習する上に支障を生ずるおそれのある記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項において同じ。）があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3 第 1 項に規定する記載の訂正が、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるとき、又は前項に規定する記載の訂正が、同一性をもった資料により統計資料の記載の更新を行うもの若しくは変更を行うことが適切な体裁その他の記載の更新に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるときは、発行者は、前 2 項の規定にかかわらず、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ届け出ることにより訂正を行うことができる。

4 文部科学大臣は、検定を経た図書について、第 1 項及び第 2 項に規定する記載があると認めるときは、発行者に対し、その訂正の申請を勧告することができる。

5 第 3 条の規定は、第 1 項又は第 2 項の承認について準用する。

上記 1 4 条 1 項 2 項によれば、被告主張のとおり、訂正申請には 2 種類ある。1 項は、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載であって（以下、単に「誤記誤植」という）、発行者には訂正義務がある。2 項は、誤記誤植以外のもので、「更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁その他の記載」である。

上記のとおり、1 項訂正と 2 項訂正とはカテゴリーが異なり、別のものである。原告は本来 1 項訂正に該当するものを 2 項訂正だとする例を多数発見してその旨指摘した。それに対して被告はあろうことか、本件訴訟において、誤植の指摘は文科省の主たる任務ではないと居直ったのである（「必ずしもこ

れらを網羅的に洗い出さなければならないものではない)。すなわち、誤記誤植や誤った記載がないかどうかをチェックすることは検定基準において文科省の義務となっているのであるから、1項訂正に該当するものがあまりに多ければ、検定作業に手抜きがあったと思われるであろう。それを避けるために本来1項訂正に該当するものを2項訂正だとしたと推測されるのである。

被告は、「原告が前記(1)で主張する訂正理由についての分類も独自のものにすぎず、被告国において、これらを踏まえた個別の反論を行う必要は全くない」というが(被告準備書面(7)の7頁(3))、この分類は、検定基準第2章3によるもので、原告独自のものではない。反論できないから反論しないではないか。

- 11 原告は、日本文教出版と教育出版において、その事実(1項訂正に該当するものがあまりに多ければ、検定作業に手抜きがあったと思われるのを避けるために本来1項訂正に該当するものを2項訂正だとした事実)がいかに多いかを、甲35の1及び2で示し、日本文教出版の訂正申請のうち8例、教育出版の訂正申請のうち9例を取り上げて説明し、「これらの訂正申請は「2項訂正」として提出されているが、実際は「1項訂正」の内容であり、訂正申請の理由は、検定の「見逃し」を糊塗するものである。そうした訂正申請はこれらの例にとどまらず、今回提出した原告の甲第35の1および2にある「2項訂正」欄の「B項」欄に「●」印を付した項目はほとんどすべて、虚偽の理由を使った訂正である。ここで「ほとんど」というのは、上記「●」印を付した項目の中には、誤記、誤植及び誤った記載などを誤りとして認め、1項訂正しているものも含まれるからである。

従って、被告は今後、それらすべての訂正申請項目についてこれを覆す反論をしなければならない。」と要求したが(原告の第八準備書面17頁)、被告は、原告が別件での例として提出した甲36の1について述べただけで、「これらを踏まえた個別の反論を行う必要は全くない」などと述べて原告の要求を無視した。

- 12 被告が、甲36の1についてだけ反論した趣旨は理解できないが、甲36の1は、文科省(被告委員ら)の手抜きの単なる一例であって、やはり上記日本文教出版と教育出版の例全てに答えなければ手抜きを認めたことになる。

13 被告は、甲36の1について、「訂正前の「P. 270」の記述については、「ベルリンの壁」の写真が掲載されているページと同一のページを表示するものであるが、同ページにはベルリンの壁についての記述がされていることから「誤記等」には当たらない」というが、これは詭弁である。

甲36の1の写真と記述をよく見るべきである。原告の令和2年度検定に合格した歴史教科書(甲4)の270頁の、「ベルリンの壁」の見出しの後「東ドイツはベルリンの中央を二重の壁でさえぎり、東西冷戦の象徴となりました。・・・壁は1989年に破壊されました。」とあり、そのあとに矢印「➡」で「P. 270」があるのである。矢印「➡」は、以下を参照という意味であるから、「➡P. 270」は、270頁を参照せよということである。

生徒は、270頁のベルリンの壁の写真を見て、その下の3行ある解説を読む。その解説は上記のとおり、「東ドイツはベルリンの中央を二重の壁でさえぎり、東西冷戦の象徴となりました。・・・壁は1989年に破壊されました。」と読んで、270頁を参照しようとする。ところが今読んでいるページが270頁であるから、これは意味がなさない。正しくは274頁に「ベルリンの壁の崩壊」という関連の記載がある(甲4)。まさしくP.270はP.274の誤植なのである。それを、「ある図や写真等が特定のページの記述と関連する内容の記載がある場合は、これを1項訂正の対象となる「誤記、誤植、脱字」等には当たらないものと扱っている」などと強弁するのは東書事件(原告の第八準備書面4頁)が発生したことを受けて、東書事件は地図が問題であるところから、文科省が自らの責任を免れるために考え出した詭弁である。

14 上記のとおり、甲36の1は、本来1項訂正であるところ、2項訂正で処理しようとした文科省の手抜きの一例であるから、原告が指摘した上記日本文教出版と教育出版の例全てに答えなければならないのである。

15 被告は、原告の、本件申請図書に対する検定と他社の申請図書に対する検定との比較において、不公平な検定であるとの主張には理由がないと主張するが、これまた理解できない。被告自身が「他社については全く事実上検定をしないという「不平等な取扱い」をした事実はない」と反論しているではないか。他社との比較が意味がないというのであれば、上記反論も意味がないことになる。

16 被告は、原告が主張した、検定率についても本件の争点は、「国賠法上の違法であって、「行政法上の違法」ではない（行政処分の違法と国賠法上の違法は同義ではない。）」というが、これは意味のない主張である。国賠法1条における「違法性」とは、公務員が職務行為によって他人に損害を与えた場合に、その行為が法律に違反しているかどうかをいうのであり、「違法」とは、その行為が法律に違反しているということをいうのであって、すでに訴状においてその旨主張している。

被告は、「行政処分の違法と国賠法上の違法は同義ではない。」との趣旨を説明するべきである。

17 被告は、「教科書検定制度は、各申請図書における個々の具体的記述について、・・・欠陥を指摘するものであって、異なる申請図書には異なる記述がなされており、各記述を個別的・具体的に審査するのであるから」、判断が格別になるのは不思議ではない旨主張するが、だからといって、同じ中学校の歴史教科書の記述であるから、他社との比較が全く不可能であるわけがない。被告自身が他社の記述と比較して、原告の主張に反論しているではないか。被告の主張は、申請図書の記述についておよそ不公平ということはあり得ないことになってしまう。

18 被告は、原告主張の検定率についても国政選挙における1票の格差の割合との比較が無意味な主張であるというが、検定率は、他社との比較において、不公平かどうかの判定基準であって無意味ではない。国政選挙の場合には、格差がはなはだしいかどうかは憲法上の参政権の問題であるが、検定率は検定が不公平かどうかを判定する基準である。まして本件では、本件申請図書について、教育出版の申請図書と比較して1.4倍、文教出版のそれと比較して1.9倍なのであるから、この倍率が正しければ著しく不公平であることは明らかである。

19 被告はこの倍率が正しくないと考えればその旨主張すべきであるが、反論しないと述べている。反論しないということは、倍率がどうであっても、検定の公正さが保たれているとの主張なのか、倍率の算定に異議があるのか、いずれかを明らかにしなければならない。被告も本件検定について終始公平公正であると主張してきたのであるから、少なくともこの点を明らかにする

義務がある。

20 以上のとおり、被告の反論は理由がなく、本件検定は違法である。 以上